

## 里山住宅博 in TSUKUBA 2019 参加規定

里山住宅博 in TSUKUBA 2019 実行委員会事務局(以下、事務局)と、里山住宅博 in TSUKUBA 2019 出展者(以下、参加者)は、同規定に基づき、円滑な運営に尽力するものとします。

### 1. 期間および準備

- (1) 参加期間は、実行委員会設立時から住宅博終了時を予定しています。
- (2) 展示する住宅及び付属施設の工事期間は、2018年10月以降(予定)、住宅博の開始迄です。
- (3) 住宅博開催期間は、2019年4月から同年9月(予定)です。

※開発行為の進捗等によって変更となる場合があります。

### 2. 申込方法

事務局宛に、申込書をご郵送ください。あらかじめ電話等で確認の上、FAX、Eメールによるお申し込みも可能です。

### 3. 審査と抽選

- (1) 参加申込にあたっては、事務局等による審査を行います。
- (2) 同一の区画を複数の参加者が希望する場合は、抽選により決定します。

### 4. 参加料

- (1) 参加料は200万円(消費税別)です。

※開催期間中および準備期間の管理費・実行委員会運営費・広告宣伝費等に用います。

- (2) 参加料のうち20万円(消費税別)を参加申込金として、指定する日までに事務局宛てにお支払い下さい。残り180万円(消費税別)は実行委員会設立時までにお支払いください。(お支払い方法は別途ご連絡します。)

### 5. 契約の成立

参加申込金が振り込まれた時点で本参加契約の成立とします。

### 6. 実行委員会の設置

- (1) 里山住宅博 in TSUKUBA 2019 に実行委員会を設置します。
- (2) 実行委員会の役員は互選により専任します。

### 7. 住宅展示場の整備と管理

- (1) 参加者は、自己の責任と費用において、展示する住宅及び付属施設の建築・整備を行ってください。
- (2) 事務局は、自らの責めに帰すべき場合を除き、各住宅展示場の損傷、その他事故について、一切の責任を負いません。

### 8. 変更及び中止

- (1) 天災地変その他の不可抗力および事務局の責めに帰し得ない原因により、住宅博の開催が困難となった場合、実行委員会で協議の上、会期を変更することがあります。
- (2) 事務局は、これによって生じた参加者、またはその他の者の損害につき、一切の責任を負いません。

### 9. 取り消し・契約解除

- (1) 参加者からの申込の取り消し、解約は、事務局においてこれを了承しない限り認めません。
- (2) 事務局は、参加者が次のいずれかに該当する場合には本参加契約を解除できるものとします。

- ① 参加料の全部または一部を支払わない場合。
- ② 参加につき事務局の定める規定に従わない場合。
- ③ 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生の各申し立てがあった場合。
- ④ 手形・小切手につき不渡処分を受けた場合。
- ⑤ 公序良俗に反する行為や、著しく事務局の信用を失墜する行為があったとき。

(3) 前項の事由により、事務局が契約を解除した場合、それによって被った損害は、当該参加者に賠償請求することとします。

#### 10. 参加契約の変更

事務局は、やむを得ない事情があるときは、実行委員会にて協議の上、本参加契約を変更することがあり、参加者はあらかじめこれに同意するものとします。

#### 11. 禁止事項

参加者の次の行為を禁止します。

- ① 本参加契約の参加者としての地位または権利の全部または一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、または転貸し、あるいは担保に供すること。
- ② 指定された場所以外に看板、掲示板、広告標識などを設置、または掲出すること。
- ③ 住宅博会期前にモデルハウスとしての利用を開始すること。
- ④ 来場者・近隣住民および他の参加者に迷惑となる行為をすること。

#### 12. 建築協定の遵守

参加者は、里山住宅博の趣旨を理解し、別途定める建築協定を尊重・遵守してください。

#### 13. 茨城県産材の使用

参加者は、建物全体の木材使用料（材積）のうち、伐採の合法性が証明された茨城県産材を50%以上使用することとします。

#### 14. 誠実協議

本規定に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、事務局及び参加者は、相互に誠意をもって協議し、その解決をはかるものとします。

#### 15. 建築協定の遵守

参加者は、里山住宅博の趣旨を理解し、別途定める建築協定を尊重・遵守してください。

#### 16. 管轄裁判所

本参加契約から生ずる権利義務について争いが生じた時は、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

### 【里山住宅博 in TSUKUBA 2019 事務局】

茨城県産材普及促進協議会事務局

tel.0297-35-6030 / fax.0297-35-1334